

火災保険を見直してみませんか？



近年、台風や地震などの自然災害が増えてきています。そこで、「大切なマイホーム」をさまざまなリスクから守るために、現在ご契約の火災保険の補償内容を確認させていただいております。『火災保険見直しの6つのポイント』をご案内しますので、この機会に補償内容を見直してみませんか？



火災保険見直しの6つのポイント 該当項目にチェックをお願いします。☑

詳しい説明やお見積り等をご希望の方は裏面の「相談お見積り希望依頼書」をご利用ください

check1 損害保険金のお支払基準は新価基準になっていますか？

はい いいえ わからない

新価基準でない場合、損害保険金だけでは十分な復旧ができないかもしれません。

例えば…

建物の評価額 新価 2,000万円 時価 1,600万円	火災発生	修理代金 1,000万円	受取保険金 800万円 時価基準 1,000万円 損害額 800万円 (減価率20%の場合)	200万円の 自己負担が発生
建物の保険金額 1,600万円(時価)		受取保険金 0円 (従来の火災保険 ^(注) では、風災・雹災・雪災の事故の損害額が20万円未満となる場合には損害保険金が支払われません。)		

check2 風災・雹災・雪災による損害を受けた場合、損害額が20万円未満でも補償されますか？

はい いいえ わからない

風災・雹災・雪災の事故が発生した場合に、全額自己負担となるかもしれません。

例えば…

台風発生	修理代金 18万円	受取保険金 0円 (従来の火災保険 ^(注) では、風災・雹災・雪災の事故の損害額が20万円未満となる場合には損害保険金が支払われません。)	18万円の 自己負担が発生
	受取保険金 0円 (従来の火災保険 ^(注) では、風災・雹災・雪災の事故の損害額が20万円未満となる場合には損害保険金が支払われません。)		

check3 水災の損害保険金のお支払額は「制限なし」になっていますか？

はい いいえ わからない

水災の事故が発生した場合に、自己負担が発生するかもしれません。

例えば…

建物の保険金額 2,000万円(新価)	水災発生	修理代金 200万円	受取保険金 100万円 (従来の火災保険 ^(注) では、床上浸水による損害額が保険備額の15%未満の場合、保険金額の5%(1事故につき、1敷地内ごとに100万円限度)しか損害保険金が支払われません。)	100万円の 自己負担が発生
		受取保険金 0円 (従来の火災保険 ^(注) では、床上浸水による損害額が保険備額の15%未満の場合、保険金額の5%(1事故につき、1敷地内ごとに100万円限度)しか損害保険金が支払われません。)		

check4 近隣の住宅まで延焼してしまった場合の補償は万全ですか？

はい いいえ わからない

近隣の住宅へ延焼した際の補償をセットしていない場合、ご近所付き合いのために金銭的補償をしたくてもできません。

例えば…

延焼発生	隣家の家財再取得費用 500万円 (隣家が家財の火災保険を契約していない場合)	受取保険金 0円 ご近所付き合いが不安
	受取保険金 0円 (従来の火災保険 ^(注) では、延焼による隣家の家財再取得費用は補償されません。)	

(注)従来の火災保険とは、住宅総合保険などをいいます。

check5

家財は補償の対象になって
いますか？



はい いいえ わからない

家財を補償の対象としていない場合、家財に生じた損害については補償されません。

例えば…



家財再取得費用500万円

受取保険金0円



500万円の
自己負担が発生
(全損の場合)

check6

地震保険に
ご加入されていますか？



はい いいえ わからない

地震保険にご加入されていない場合、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害が補償されず、生活再建が困難になるかもしれません。

例えば…



建物倒壊

受取保険金0円



今後の生活が不安

「いいえ」「わからない」に☑があったら現在ご契約の火災保険を見直してみませんか

火災保険も総務部保険担当へご相談ください

以下にご記入のうえ、**現在ご契約の火災保険証券コピーと一緒にご送付もしくはFAXでご送信ください**

ご相談お見積り希望依頼書

ご住所	〒			社員番号	
お名前	@	所属	TEL.	—	—
Eメール アドレス			TEL.	—	—

●相談したい内容の□にチェック✓をしてください。複数可

地震 家財 建物の
詳しい説明が聞きたい。

見積書がほしい。

パンフレットがほしい。

その他 【

※このご案内は概要です。詳しくは、ファクシミリや電話または、E-Mailでお問合せください。

【お問合せ先】(取扱代理店)
株式会社ニチイ学館 総務部 総務課
損害保険業務担当

〒101-8688 東京都千代田区神田駿河台2-9
TEL 03-3291-5899
FAX 03-3291-6886
E-Mail soumu-ins@nichigakkan.co.jp
(営業時間平日9時~17時)

(引受保険会社)損害保険ジャパン株式会社

『個人情報の取扱いについて』

㈱ニチイ学館は、ご提出いただいた保険証券およびご相談お見積り希望依頼書にご記載の個人情報をもとに、お客さまのニーズに合った火災保険プランをご提案させていただきます。なお、適切で分かりやすい資料にてご提案させていただくために、同個人情報を㈱ニチイ学館が損害保険代理店委託契約を締結している損保ジャパンに提供することにご同意のうえ、ご記入ください。